

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 第37回理事会議事概要

議事録署名人：佐々木小枝・長田智史

- 日時：令和7年9月9日（火）14:30～17:00
- 場所：オンライン会議
- 出席者：
（役員）鹿熊信一郎、八重山サンゴ礁保全協議会（吉田稔）、エコツーリズム・環境教育ふくみみ（大堀健司）、一般財団法人沖縄県環境科学センター（長田智史）、沖縄県自然保護課（知念宏忠）、環境省（代理出席：沖縄奄美自然環境事務所 大木、石垣自然保護官事務所 鈴木）、日本サンゴ礁学会（中野義勝）、WWF ジャパン（佐々木小枝）
- 委任状：沖縄県衛生環境研究所、小菅陽子、有限会社コーラルクエスト、しかたに自然案内、藤田喜久、中村崇（※監査役）
- 運営委員：一般財団法人沖縄県環境科学センター（山川英治）
- 事務局：沖縄県自然保護課（川崎浩明、宮平将生）、キュリオス沖縄（宮崎悠）
- 議事録署名人：一般財団法人沖縄県環境科学センター（長田）、WWF ジャパン（佐々木）

【敬称略】

【アンダーライン部分が理事会での決定事項】

【「・」は説明事項および提言事項】

【「→」は説明事項や提言事項に対する意見】

●会議内容

理事会を構成する会長、副会長、事理、事務局の18名中、8名の出席者及び理事5名の委任状により、成立要件である理事会の過半数を満たしたので成立、内容を協議し決定した。

鹿熊会長が議事録署名人を指名し、長田理事と佐々木理事が受諾した。

【意見交換】

理事会の議題に入る前に、今後の協議会の組織づくりの方向性、ビジョンについて意見交換が行われた。

- ・鹿熊会長は、基本理念に立ち返り、多様な主体との連携、新規のサンゴ礁保全支援に力を入れていくべきと提案。少人数の理事によるフットワークの軽い運営、簡素化、会員間の連携交流、情報発信の重要性を強調した。予算があれば、ジュニアサンゴレンジャーなどの支援を実施したい。また、各理事の意見についてメールで送って欲しい旨を述べた。
- ・吉田副会長は鹿熊会長の意見に賛同し、少人数運営の必要性を訴えた。また、自身の次回理事退任の意向を表明した。
- ・長田理事はネットワーク機能の重要性、活動目的の達成のための適切な理事数決定の必要性を述べた。

- ・知念理事はネットワーク機能の重要性、継続のための理事の必要性について意見を述べた。理事の数はどれくらいいるか、しっかりと活動できる人がいるかなどを考慮する必要があると述べた。
- ・環境省沖縄奄美自然環境事務所からは、重要性は認識しているので維持していただければとの意見があった。
- ・佐々木理事はネットワーク機能の活性化、予算をかけない活動の可能性、情報収集・発信のための組織体の必要性などを訴えた。また、WWF ジャパンの理事としての役割についても言及した。
- ・中野理事は、前会長として、協議会の存在意義、設立趣意書に則った活動、ネットワーク機能の重要性、情報交換の必要性などを改めて強調した。過去の総会参加率の低さ、情報交換の不足を指摘し、理事会・総会の機能強化、会員サービスの充実などを求めた。また、事務局機能の充実、理事会での頻繁な開催と機能強化、総会や交流会による会員同士のネットワーク強化の必要性を訴えた。
- ・大堀理事は、コンパクト化、ネットワーク機能強化に賛同。予算の使い方、ジュニアサンゴレンジャーのような支援事業の可能性について意見を述べた。

【議題審議】

1 令和7年度総会の開催について

- ・次期総会の開催について、事務局から会員への案内方法の簡素化として、郵送ではなくメーリングリストでの案内を基本とし、未登録者には郵送で案内することを提案した。
 - 中野理事から、メーリングリストによる案内で、総会の成立要件である過半数を確保できるかについて懸念が示された。
 - 山川運営委員から、組織・個人会員の登録メールアドレス変更時の個別対応の必要性について言及した。
- ・事務局からは、上記の方針のほか、メーリングリストによる案内でメール未達の会員に対しては、別途連絡先の確認や郵送によりフォローする見解を示した。
- ・事務局から第16回総会の開催は10月初旬から中旬とすること、県庁の会議室が確保できることから平日開催の可否について提案した。
 - 中野理事からは、協議会が会員のネットワーク機能の維持・強化を考えるのであれば、参加しやすい休日の開催や、会員が交流する懇親会の併催について意見があった。
 - 佐々木理事から、総会や理事会の日程は都度ではなく、定例にできるのではとの意見があった。
- ・事務局からは、早急に理事の日程について調整を図り、開催日について検討する見解を示した。
- ・総会におけるweb参加者の議決権の扱いについて協議した。

→中野理事から、事前に意思表示の方法を伝えることが重要だと指摘。通信事故発生時の対応、意思表示の方法などをサンゴ礁学会での事例を交えて説明した。

- ・事務局からは、web 参加者も出席として取り扱い、メール会議アプリの挙手・拍手ボタンなどで集計する提案があり、承認された。
- ・総会後に交流会の場所と時間を予め確保し、ジュニアサンゴレンジャーや助成事業実施者へその旨、案内し活動紹介の希望を確認する。

2 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 規約等の改正について

協議会運営のコンパクト化を目指すため、規約等の改正について協議した。なお、会議時間の都合上、規約第 17 条までの協議となり、再度理事会を開催し協議を継続することとした。

①沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 規約 改正案

- ・第 2 条は原案どおり改正。
- ・第 3 条は対象区域として奄美群島は残す。
- ・第 5 条は原案どおり改正。
- ・第 6 条は原案どおり改正。中野理事から日本サンゴ礁学会における理事会承認の事例を紹介。
- ・第 7 条は「権利」を「議決権」とする。
- ・第 10 条は、反社会的勢力についての項を追加する。
- ・第 11 条は協議を保留。

→理事の定員に関して、5 名で適当であるという意見と、理事が動くことになると 5 名が十分かわからないという意見があった。また、20 名以内とあるので、5 名でも規約上は問題ないのではとの意見もあった。今後の理事会において協議を継続する。

- ・第 12 条は協議を保留。(5) の「役員の選挙は電子メールにより実施する。」は選挙細則で定めればよいとの意見があった。
- ・第 13 条は原案どおり改正。
- ・第 14 条に 3 理事は理事会において議決を行う。を追加。
- ・第 15 条は改正案を次のとおり修正。

「第 15 条 協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、事業年度開始後 5 ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認め、理事の 5 分の 3 以上から請求があったとき開催する。

4 総会は会長が招集し、議長は会員の中から選出する。」

- ・第 16 条は原案どおり改正。
- ・第 17 条は協議を保留。総会の成立要件である会員の過半数について、4 分の 1 とすると会の乗っ取りが容易になる恐れがある。

【ネクストアクション】

- ・理事会後、すみやかに理事あてに総会日程調整ツールの展開（担当者：事務局 宮平）

- ・規約改定案について、会長及び事務局宛に意見を送付（担当者：各理事）
- ・今回理事会の議事録と、協議内容を反映させた規約改正案を早急に作成し送付（担当者：会長、事務局）
- ・残りの規約等改正案について協議するための次回理事会の日程調整を早急に行う。（担当者：事務局 宮平）